

※景観地区内の「適用の除外」について

景観法(適用の除外)

第六十九条 第六十二条から前条までの規定は、次に掲げる建築物については、適用しない。

- 一 第十九条第一項の規定により**景観重要建造物**として指定された建築物
 - 二 文化財保護法の規定により**国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物**として指定され、又は仮指定された建築物
 - 三 文化財保護法第百四十三条第一項の**伝統的建造物群保存地区**内にある建築物
 - 四 第二号に掲げる建築物であったものの原形を再現する建築物で、市町村長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
 - 五 前各号に掲げるもののほか、**良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物として市町村の条例で定めるもの**
- 2 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際現に存する建築物又は現に建築等の工事中の建築物が、第六十二条の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物又はその部分に対しては、同条から前条までの規定は、適用しない。**
- 3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物又はその部分に対しては、適用しない。**
- 一 景観地区に関する都市計画の**変更前に第六十二条の規定に違反している建築物**又はその部分
 - 二 景観地区に関する都市計画が**定められ、又は変更された後に増築、改築又は移転の工事に着手した建築物**
 - 三 景観地区に関する都市計画が**定められ、又は変更された後に外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の工事に着手した建築物の当該工事に係る部分**

羽曳野市景観条例(建築物の適用の除外)

第31条 法第69条第1項第5号に規定する良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物は、次に掲げる建築物とする。

- (1) 工事、祭礼又は慣例的行事のために必要な仮設の建築物で、工事等の期間中に限り存続するもの
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第5項に規定する仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する建築物で、存続する期間が1年以内のもの
- (3) 地下に設ける建築物又は建築物の部分
- (4) 大阪府文化財保護条例(昭和44年大阪府条例第5号)第7条第1項の規定により大阪府指定有形文化財に指定され、同条例第38条第1項の規定により大阪府指定有形民俗文化財に指定され、又は同条例第46条第1項の規定により大阪府指定史跡に指定された建築物
- (5) 羽曳野市文化財保護条例(平成6年羽曳野市条例第4号)第4条第1項の規定により羽曳野市指定有形文化財に指定され、同条例第30条第1項の規定により羽曳野市指定有形民俗文化財に指定され、又は同条例第38条第1項の規定により羽曳野市指定史跡に指定された建築物
- (6) 前2号に掲げる建築物であったものの原形を再現する建築物で、市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

羽曳野市景観条例施行規則(建築物の適用の除外)

第12条 条例第31条第1項第7号の規則で定める良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物は、法第61条第1項の規定による南部大阪都市計画景観地区で定める古市古墳群周辺景観地区(以下「古市古墳群周辺景観地区」という。)にあっては、次のいずれかに該当する建築物とする。

- (1) 古墳群周辺地区(古市古墳群周辺景観地区のうち古墳群周辺地区の区域をいう。)にあっては、次のいずれにも該当しない建築物
 - ア 高さが10メートルを超えるもの
 - イ 地上からの階数が4以上のもの
 - ウ 延べ面積が500平方メートルを超えるもの
- (2) 古墳近傍地区(古市古墳群周辺景観地区のうち古墳近傍地区の区域をいう。)における建築物の増築、改築又は移転をする場合にあっては、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第2項の規定により同条第1項の建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けることを適用しない建築物
- (3) 前2号に定めるもののほか、景観の形成に影響を及ぼすおそれが少ないと市長が認める建築物